

令和2年4月8日

新型コロナウイルス感染症対策の諸施策 (速報版)

第一部 借入

第二部 助成金

第三部 税金

福岡市博多区博多駅南1-8-6-7階

G・M税理士法人

電話092-260-8408

第三部 税金（資料6）

1. 国税等の納税猶予

- ・ 収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合は、**国税（社会保険料を含む）**の納税を1年間猶予。（担保不要、延滞税なし）
- ・ 申告期限までに申請が必要。

（コメント）社会保険料が含まれるのは結構効果があるでしょう。一部新聞に税金の**申告期限の延長**が出ていましたが、それはまだ決まっていないようです。

2. テレワーク等の投資をした場合の特例

- ・ テレワーク等に係る投資をした場合には、**即時償却(100%償却)**又は**7%(もしくは10%)の税額控除**ができます。

（コメント）これを使わなくても今ある税制を使えば同じ効果は出せます。
売上減で利益が出ない方が多い中、新設されるこの税制で100%償却又は税額控除を追加的に使う方は殆どいないと思います。

3. 中止されたイベントの入場料

- ・中止したイベントの入場料の払戻請求権を放棄した場合には、その金額は寄付金控除の対象とする。
- (コメント) 所得控除か税額控除かが不明なのですが、もし税額控除になればふるさと納税と同様にほぼ入場料相当額の税金が減るので効果はありますね。ただ、適用までの流れが大変そう……。これとは別ですが、個人的には、「新型コロナで利益が上がった企業が、利益が下がった企業に寄附」をしたら、「寄付をした企業にとって全額経費になる」という仕組みを作るのも面白いと思うのですが……。

4. 消費税の課税事業者選択届出書の特例

- (コメント) マニアックかつレアーなので、興味のある方は資料6をご参照ください。ただ我々税理士的には、税務訴訟のありうるところなので、申告期限までに出し直しが可能というのはとても助かります。

5. 特別借入に係る解約書の印紙の非課税

- (コメント) 通常1億円の借入の契約には6万円の印紙が必要です。これを非課税とはとても優しい政策だと思います。ただ、凶らずも印紙税そのものの存在を否定してしまっているような……。 (なお、印紙税は年間1.5兆円程度の税収があり、相続税の税収とあまり変わらないので、簡単には廃止できないのです……)